

特設水道施行基準

茨木市

令和7年4月1日

目 次

1	はじめに	1
2	特設水道とは	2
3	設置者の義務	3
(1)	設置の手續	3
(2)	維持管理	4
ア	施設管理	4
イ	水質管理	4
ウ	健康管理	4
エ	衛生管理	5
オ	書類等の整備	5
(ア)	水質検査の項目と頻度	6
(イ)	水質基準表（令和2年4月1日改正）	7
(ウ)	水質検査	8
a	工事設計書添付用及び原水の水質検査（年1回）	8
b	浄水の給水開始前水質検査	9
c	浄水の定期水質検査（毎日）	10
d	浄水の定期水質検査（水質基準に関する省令の検査）	11
e	臨時水質検査（浄水検査）	12
4	環境保全課への報告	13
5	汚染事故等の緊急時の措置	13
6	特設水道関係法令（抜粋）	14～16
7	水質検査機関	17
8	届出・申請等様式（茨木市産業環境部環境保全課のHPからダウンロードできます）	18

■ 提出書類一覧表をご覧ください	18
○専用・特設水道事前協議書	-
○特設水道布設工事設計確認申請書	様式 1
○特設水道布設工事設計変更届	様式 2
○特設水道給水開始届	様式 3
○特設水道布設工事確認申請書記載事項変更届	様式 4
○特設水道業務委託開始届	様式 5
○特設水道業務委託契約失効届	様式 6
○特設水道廃止報告書	様式 7
○特設水道設置報告書	様式 8
○特設水道緊急停止報告書	様式 9
○特設水道緊急停止措置報告書	様式 10
○特設水道変更報告書	様式 11
○特設水道水質検査計画報告書	様式 12
○特設水道水質検査計画	-
○事故報告書	-

参考資料

○毎日検査記録表	-
○給水設備定期点検記録表	-

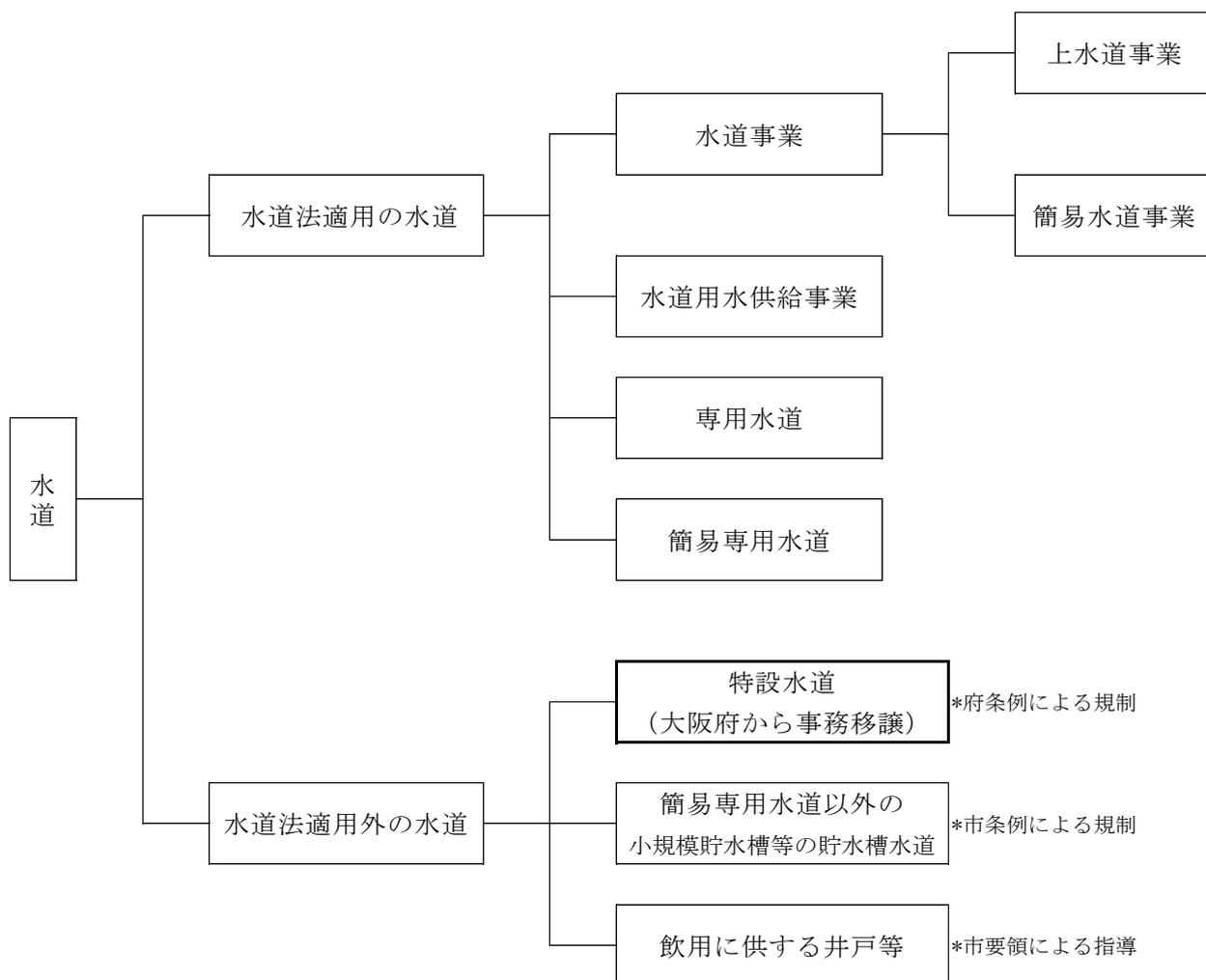
1 はじめに

「水道」といえば、市町村が運営する水道事業を指すことが一般的ですが、水道法や茨木市水道事業給水条例等が適用される「水道」には、下図に示すようにいろいろな種類があります。その中で「特設水道」は、水道法の適用を受けない規模の水道です。

また、「特設水道」の設置者は、大阪府特設水道条例で、各種義務が課せられています。その中でも特に重要なことは、次の2点です。

- 水道施設について新設・増設・改造工事などを行う工事は、工事の実施によって衛生的に問題が生じることがないようにするため、環境保全課への事前の申請（事前協議書）が必要なこと。
- 水道施設の管理については、水道に関する知識が必要なため、管理体制の整備を図ること。

茨木市の水道は、次のように分類することができます。



2 特設水道とは

□ 特設水道の定義

- ◆ 水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であって、給水人口が50人以上のものまたは1日最大給水量が7.5 m³以上のもののうち、水道法の適用を受けないもの。

※水源が井戸水等の自己水源（上水と混合含む）の場合に限ります。

【用語の説明】

〈1日最大給水量〉

1日に給水することができる最大の水量です。

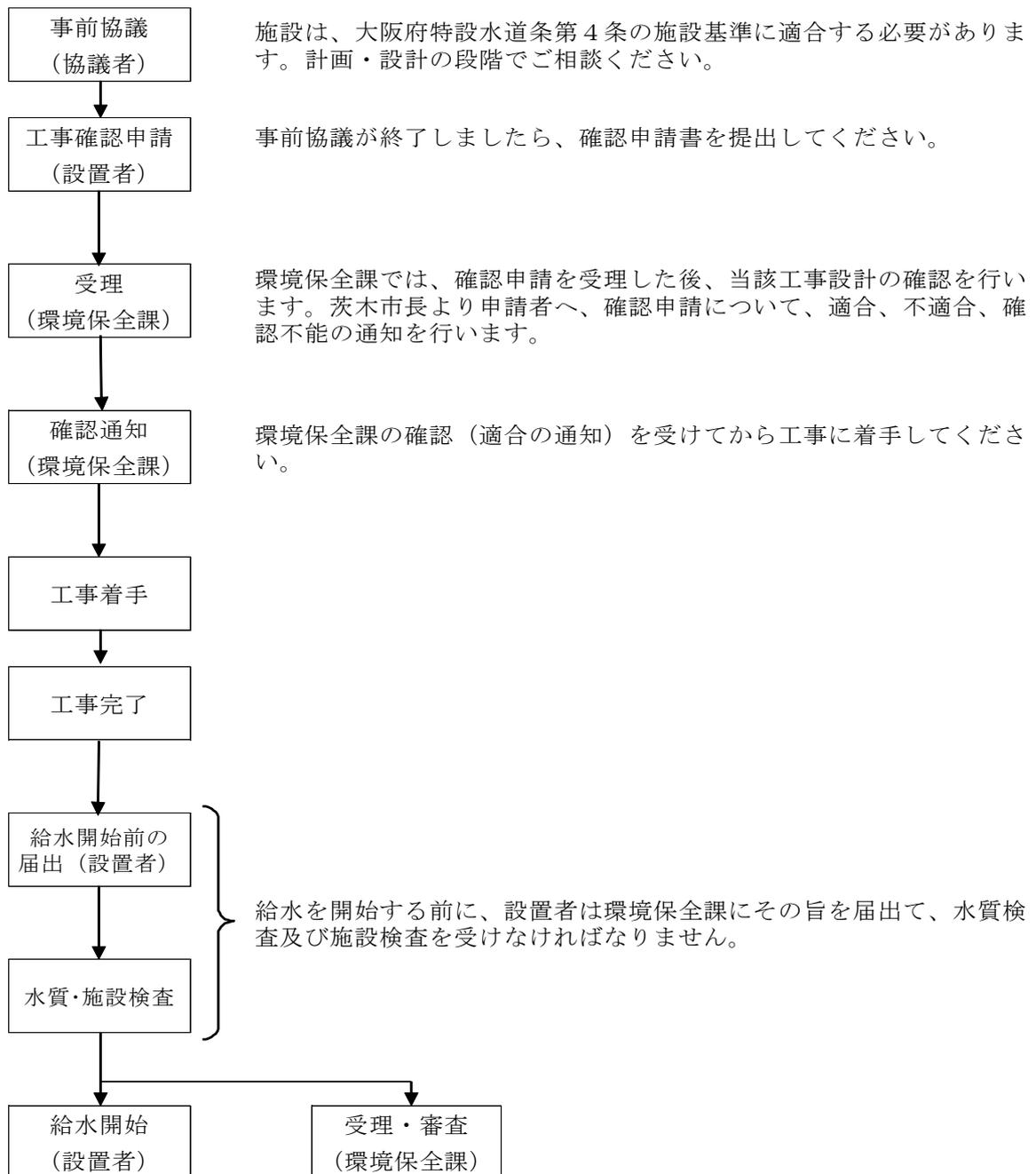
特設水道は総給水量で判断するため、用途は関係ありません。飲用水だけでなく、雑用水等の給水量も含まれます。

3 設置者の義務

(1) 設置の手続

新設・増設・改造工事を行う場合は、事前に協議書を提出し、工事に着手する30日前までに申請すること。

- ◆ 特設水道でない水道が、水道施設の工事を行うことにより、特設水道となる場合は、事前に協議書を提出し、工事に着手する30日前までに申請すること。
- ◆ 施設は、大阪府特設水道条第4条の施設基準に適合するものであること。



(2) 維持管理

- ◆ 特設水道の日常的な維持管理については、水質基準を常に満足し、良質な水を供給するため以下のことに十分留意して下さい。

ア 施設管理

水道施設の定期点検	<ul style="list-style-type: none">● 水道施設各部について定期的（1か月に1回を目安とする。）に点検を行うこと。（参考資料：給水設備定期点検記録表参照）● 施設基準に適合しているか確認すること。● 清潔の保持及び異常の発見に努めること。
水槽の清掃	<ul style="list-style-type: none">● 受水槽・高架水槽等は、1年に1回定期的に清掃すること。● 水あかや沈積物が多い場合及び汚染があった場合は、随時清掃を行うこと。
水槽の点検	<ul style="list-style-type: none">● 受水槽・高架水槽等の点検を行うこと。

イ 水質管理

定期水質検査	<ul style="list-style-type: none">● 給水栓における水が水質基準に適合しているかを確認するため、毎日検査及び月別検査を行うこと。
原水検査	<ul style="list-style-type: none">● 原則として毎年1回以上消毒副生物及び味を除く全項目検査を実施すること。
臨時検査	<ul style="list-style-type: none">● 供給される水が水質基準に適合しないおそれがある時に行うこと。
水質検査計画の策定	<ul style="list-style-type: none">● 毎事業年度の開始前に水質検査の計画を策定すること。

ウ 健康管理

対象者	<ul style="list-style-type: none">● 水道施設に入る可能性のある者全員（貯水槽清掃に従事する者も含む）。
定期的健康診断	<ul style="list-style-type: none">● 対象者については、おおむね6ヶ月ごとに健康診断（腸内細菌検査）を受けていること。
健康診断の内容	<ul style="list-style-type: none">● 病原体（腸内細菌）がし尿に排泄される感染症（赤痢、腸チフス、パラチフス等）の有無について主に行うこと。● 感染性下痢症・各種下痢腸炎等による下痢症等にも注意することが望ましい。
病原体検索	<ul style="list-style-type: none">● 主として便について実施すること。● 必要に応じ尿・血液その他についても実施すること。

エ 衛生管理

立入禁止措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 水源及び各施設の周囲にみだりに人や動物が近づけないように、柵を設け、施錠すること。 ● 一般の注意を喚起するように必要な表示をすること。
汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 水源及び各施設の周辺には、常に清掃を行い、汚物等によって水が汚染されないように留意すること。 ● 施設の構内においては、便所、ゴミ捨て場、汚水溜等の施設は汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくこと。 ● し尿を用いる耕作、園芸並びに家畜等の放し飼い等をしないこと。
残留塩素の保持及び薬品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水管末における、遊離残留塩素を 0.1mg/L（結合残留塩素の場合は 0.4 mg/L）以上保持するよう消毒設備の調整を常に行うこと。 ● 病原物による汚染の疑いがある場合は、遊離残留塩素を 0.2mg/L（結合残留塩素の場合は 1.5mg/L）以上保持すること。 ● 次亜塩素酸ナトリウム溶液・その他浄水処理に使用する薬品について、使用方法及び管理を適切に行うとともに、予備を備え事故に対処できるようにすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 水源又は施設の異常を発見したときは直ちに適切な対策が講じられるように連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。

オ 書類等の整備

図面等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道主要施設の維持管理に必要な配管系統図等を整備保管しておくこと。
工具検査機器等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的な管理及び検査に必要な工具、機器等を整備保管しておくこと。
記録の作成・保存	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質検査結果は2年間保存しておくこと。 ● 健康診断の結果、施設の点検・清掃・修理等の実施記録は1年間保存しておくこと。

(ア) 水質検査の項目と頻度 (令和2年4月更新)

No.	グループ	項目名	基準値	浄水			原水
				基本検査頻度	検査回数減	省略の可否	
1	A	一般細菌	100	月1回以上	連続的に計測・記録をしている場合 ⇒3ヶ月に1回以上に検査回数を減じることが可(専用水道のみ)	不可	採水場所の選定は、給水栓のうち施設の構造、配管の状態を考慮して最も効果的な場所を選定することとし、検査項目ごとに異なった給水栓を選定しないこと。
2		大腸菌	検出されないこと				
38		塩化物イオン	200				
46		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3				
47		pH値	5.8-8.6				
48		味	異常でないこと				
49		臭気	異常でないこと				
50		色度	5度以下				
51		濁度	2度以下				
11		A'	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				
34	鉄及びその化合物		0.3				
37	マンガン及びその化合物		0.05				
42	B	ジェオスミン	0.00001	3ヶ月に1回以上	水源における当該物質を産出する藻類の発生が少ないことが明らかでない期間は検査不要。	不可	水道事業者から供給される水のみを受水している場合は、左の規定にかかわらず、「グループ」「B」、「D」、「F」は省略できる。
43		2-メチルイソボルネオール	0.00001				
10	C	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	3ヶ月に1回以上	水源に水または汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点または浄水方法を変更した場合は除く)であって、過去3年間における各項目の検査の結果(最大値)が次のいずれかに該当する場合 ⇒規定の検査回数に減じることが可 ・基準値の1/5以下の場合 →1年に1回以上 ・基準値の1/10以下の場合 →3年に1回以上	不可	水道事業者から供給される水のみを受水している場合は、左の規定にかかわらず、「グループ」「B」、「D」、「F」は省略できる。
21		塩素酸	0.6				
22		クロロ酢酸	0.02				
23		クロロホルム	0.06				
24		ジクロロ酢酸	0.03				
25		ジブロモクロロメタン	0.1				
26		臭素酸	0.01				
27		総トリハロメタン(23, 25, 29, 30の総和)	0.1				
28		トリクロロ酢酸	0.03				
29		ブロモジクロロメタン	0.03				
30		ブロモホルム	0.09				
31		ホルムアルデヒド	0.08				
3		D	カドミウム及びその化合物				
4	水銀及びその化合物		0.0005				
5	セレン及びその化合物		0.01				
7	ヒ素及びその化合物		0.01				
12	フッ素及びその化合物		0.8				
13	ホウ素及びその化合物		1.0				
36	ナトリウム及びその化合物		200				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300				
40	蒸発残留物		500				
41	陰イオン界面活性剤		0.2				
44	非イオン界面活性剤	0.02					
45	フェノール類	0.005					
6	E	鉛及びその化合物	0.01	3ヶ月に1回以上	水源に水または汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点または浄水方法を変更した場合は除く)であって、過去3年間における各項目の検査の結果(最大値)が次のいずれかに該当する場合 ⇒規定の検査回数に減じることが可 ・基準値の1/5以下の場合 →1年に1回以上 ・基準値の1/10以下の場合 →3年に1回以上	不可	水道事業者から供給される水のみを受水している場合は、左の規定にかかわらず、「グループ」「B」、「D」、「F」は省略できる。
8		六価クロム化合物	0.02				
32		亜鉛及びその化合物	1.0				
33		アルミニウム及びその化合物	0.2				
35		銅及びその化合物	1.0				
14	F	四塩化炭素	0.002	3ヶ月に1回以上	水源に水または汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点または浄水方法を変更した場合は除く)であって、過去3年間における各項目の検査の結果(最大値)が次のいずれかに該当する場合 ⇒規定の検査回数に減じることが可 ・基準値の1/5以下の場合 →1年に1回以上 ・基準値の1/10以下の場合 →3年に1回以上	不可	水道事業者から供給される水のみを受水している場合は、左の規定にかかわらず、「グループ」「B」、「D」、「F」は省略できる。
15		1,4-ジオキサン	0.05				
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				
17		ジクロロメタン	0.02				
18		テトラクロロエチレン	0.01				
19		トリクロロエチレン	0.01				
20		ベンゼン	0.01				
9	G	亜硝酸態窒素	0.04	3ヶ月に1回以上	不可	水道事業者から供給される水のみを受水している場合は、左の規定にかかわらず、「グループ」「B」、「D」、「F」は省略できる。	

(イ) 水質基準表 (令和2年4月1日改正)

No.	項 目 名	基 準 値
1	一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003 mg/l 以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005 mg/l 以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02 mg/l 以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/l 以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。
14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下であること。
20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下であること。
21	塩素酸	0.6 mg/l 以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下であること。
23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下であること。
25	ジブromokロロメタン	0.1 mg/l 以下であること。
26	臭素酸	0.01 mg/l 以下であること。
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下であること。
29	ブromोजクロロメタン	0.03 mg/l 以下であること。
30	ブromホルム	0.09 mg/l 以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/l 以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/l 以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/l 以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/l 以下であること。
38	塩化物イオン	200 mg/l 以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/l 以下であること。
40	蒸発残留物	500 mg/l 以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下であること。
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下であること。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/l 以下であること。
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/l 以下であること。
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5 度以下であること。
51	濁度	2 度以下であること。

(ウ) 水質検査

a 工事設計書添付用及び原水の水質検査 (年1回)

No.	項目名	塩素消毒以外の浄化設備		備考
		あり	なし	
1	一般細菌	○		<p><定期原水検査></p> <p>(1)原則として、すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期(※1)に年1回以上、39項目(※2)について実施すること。</p> <p>なお、浄水方法が消毒のみで対応できる施設については、必要に応じ実施すること。</p> <p>(2)クリプトスポリジウム対策として、地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水とする施設は、年1回原水の指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)の検査を実施すること(※3)。</p> <p>また、3年に1回、井戸内部の撮影等によりケーシング及びストレーナの状況、蓄積物の状況等の点検を行うこと。</p>
2	大腸菌	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	○		
4	水銀及びその化合物	○		
5	セレン及びその化合物	○		
6	鉛及びその化合物	○		
7	ヒ素及びその化合物	○		
8	六価クロム化合物	○		
9	亜硝酸態窒素	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		
12	フッ素及びその化合物	○		
13	ホウ素及びその化合物	○		
14	四塩化炭素	○		
15	1,4-ジオキサン	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○		<p><工事設計書記載すべき水質試験の結果> 40項目(※2)について実施すること。</p> <p>※1 降雨、降雪、洪水、濁水等においても水質基準に適合する水を供給するようにしなければならないため。</p> <p>※2 全項目(51項目)のうち、塩素酸・ホルムアルデヒドなどの消毒副生物(シアン化物イオン及び塩化シアンを除く。)及び味を除く。</p> <p>※3 指標菌の検査結果が陽性の場合、速やかに環境保全課へ報告すること。 被圧地下水以外の水を原水とする施設のクリプトスポリジウム対策については、環境保全課に相談すること。</p> <p>*PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)及び PFOA(ペルフルオロオクタン酸)は「水質管理目標設定項目」であるため、水質検査実施の義務はないが、国の見解で専用水道設置者は状況把握に努めることが望ましい物質とされている。この見解を特設水道設置者にも準用し、周辺の状況を鑑みて実施の検討を願いたい。</p>
17	ジクロロメタン	○		
18	テトラクロロエチレン	○		
19	トリクロロエチレン	○		
20	ベンゼン	○		
21	塩素酸			
22	クロロ酢酸			
23	クロロホルム			
24	ジクロロ酢酸			
25	ジブromokロロメタン			
26	臭素酸			
27	総トリハロメタン			
28	トリクロロ酢酸			
29	ブromojジクロロメタン			
30	ブromホルム			
31	ホルムアルデヒド			
32	亜鉛及びその化合物	○		
33	アルミニウム及びその化合物	○		
34	鉄及びその化合物	○		
35	銅及びその化合物	○		
36	ナトリウム及びその化合物	○		
37	マンガン及びその化合物	○		
38	塩化物イオン	○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○		
40	蒸発残留物	○		
41	陰イオン界面活性剤	○		
42	ジェオスミン	○		
43	2-メチルイソボルネオール	○		
44	非イオン界面活性剤	○		
45	フェノール類	○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○		
47	pH値	○		
48	味			
49	臭気	○		
50	色度	○		
51	濁度	○		
-	嫌気性芽胞菌	○	○	
-	PFOS及びPFOA	*	*	
	計	40 (+1)	2 (+1)	

b 浄水の給水開始前水質検査

No.	項目名	実施項目	備考
1	一般細菌	○	<p><水質検査項目></p> <p>給水開始前の水質検査は、新設、増設又は、改造に係る施設を経た給水栓水についての全項目検査及び遊離残留塩素の検査を行うこと。</p> <p>なお、必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査すること。</p> <p><採水場所></p> <p>水の採取場所たる給水栓の選定は、原則として配水系統ごと（高置水槽ごと）に1地点以上選定すること（ただし、一の配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除く。）</p> <p>なお、ただし書きの規定により検査を省略する場合であっても、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度については、検査の省略はできない。</p> <p>*PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は「水質管理目標設定項目」であるため、水質検査実施の義務はないが、国の見解で専用水道設置者は状況把握に努めることが望ましい物質とされている。この見解を特設水道設置者にも準用し、周辺の状況を鑑みて実施の検討を願いたい。</p>
2	大腸菌	○	
3	カドミウム及びその化合物	○	
4	水銀及びその化合物	○	
5	セレン及びその化合物	○	
6	鉛及びその化合物	○	
7	ヒ素及びその化合物	○	
8	六価クロム化合物	○	
9	亜硝酸態窒素	○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	
12	フッ素及びその化合物	○	
13	ホウ素及びその化合物	○	
14	四塩化炭素	○	
15	1,4-ジオキサン	○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	
17	ジクロロメタン	○	
18	テトラクロロエチレン	○	
19	トリクロロエチレン	○	
20	ベンゼン	○	
21	塩素酸	○	
22	クロロ酢酸	○	
23	クロロホルム	○	
24	ジクロロ酢酸	○	
25	ジブロモクロロメタン	○	
26	臭素酸	○	
27	総トリハロメタン	○	
28	トリクロロ酢酸	○	
29	ブロモジクロロメタン	○	
30	ブロモホルム	○	
31	ホルムアルデヒド	○	
32	亜鉛及びその化合物	○	
33	アルミニウム及びその化合物	○	
34	鉄及びその化合物	○	
35	銅及びその化合物	○	
36	ナトリウム及びその化合物	○	
37	マンガン及びその化合物	○	
38	塩化物イオン	○	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○	
40	蒸発残留物	○	
41	陰イオン界面活性剤	○	
42	ジェオスミン	○	
43	2-メチルイソボルネオール	○	
44	非イオン界面活性剤	○	
45	フェノール類	○	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	
47	pH値	○	
48	味	○	
49	臭気	○	
50	色度	○	
51	濁度	○	
—	PFOS及びPFOA	*	
	計	51(+1)	

c 浄水の定期水質検査（毎日）

項 目 名	備 考
色	給水管末において、色、濁り及び残留塩素を1日1回以上検査すること。 (検査結果の記録表は、参考資料参照)
濁り	
遊離残留塩素	

d 浄水の定期水質検査（水質基準に関する省令の検査）

No.	項目名	毎月	3カ月に1回	緩和措置	備考	
1	一般細菌	○			※ 1 湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、藻類の発生が少ないものとして当該項目の検査を行う必要がないと認められる期間は除くことができる。	
2	大腸菌	○				
3	カドミウム及びその化合物		○	※2, 3		
4	水銀及びその化合物		○	※2, 3		
5	セレン及びその化合物		○	※2, 3		
6	鉛及びその化合物		○	※2, 3, 4	※ 2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に於いて水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く）で、過去3年間の当該項目の検査結果が水質基準の5分の1以下であるときは1年に1回以上、また、過去3年間の当該項目の検査結果が水質基準の10分の1以下であるときは3年に1回以上とすることができる。	
7	ヒ素及びその化合物		○	※2, 3		
8	六価クロム化合物		○	※2, 3, 4		
9	亜硝酸態窒素		○	※2		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○				
12	フッ素及びその化合物		○	※2, 3		
13	ホウ素及びその化合物		○	※2, 3, 7		
14	四塩化炭素		○	※2, 3, 5		
15	1,4-ジオキサン		○	※2, 3, 5		※ 3 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周辺の状況並びに※4~6のうち大阪府特設水道条例で規定される事項を勘案し、当該項目の検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、3年に1回に省略することができる。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		○	※2, 3, 5		
17	ジクロロメタン		○	※2, 3, 5		
18	テトラクロロエチレン		○	※2, 3, 5		
19	トリクロロエチレン		○	※2, 3, 5		
20	ベンゼン		○	※2, 3, 5	※ 4 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条第14号に規定する薬品等及び同条第17号に規定する資機材等の使用状況。	
21	塩素酸		○			
22	クロロ酢酸		○			
23	クロロホルム		○			
24	ジクロロ酢酸		○			※ 5 地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。
25	ジブromokロロメタン		○			
26	臭素酸		○	※2, 3, 8		
27	総トリハロメタン		○			
28	トリクロロ酢酸		○		※ 6 湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、当該項目を産出する藻類の発生状況を含む。	
29	ブromokロロメタン		○			
30	ブromokロロホルム		○			
31	ホルムアルデヒド		○			※ 7 海水を原水とする場合は除く。
32	亜鉛及びその化合物		○	※2, 3, 4		
33	アルミニウム及びその化合物		○	※2, 3, 4		
34	鉄及びその化合物	○			※ 8 浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。	
35	銅及びその化合物		○	※2, 3, 4		
36	ナトリウム及びその化合物		○	※2, 3		
37	マンガン及びその化合物	○				
38	塩化物イオン	○				※注意 本緩和措置は、給水開始前水質検査には適用されない。 採水場所については、b給水開始前検査の備考を参照すること。 *PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタノ酸）は「水質管理目標設定項目」であるため、水質検査実施の義務はないが、国の見解で専用水道設置者は状況把握に努めることが望ましい物質とされている。この見解を特設水道設置者にも準用し、周辺の状況を鑑みて実施の検討を願いたい。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		○	※2, 3		
40	蒸発残留物		○	※2, 3		
41	陰イオン界面活性剤		○	※2, 3		
42	ジオスミン	○		※1, 3, 6		
43	2-メチルイソボルネオール	○		※1, 3, 6		
44	非イオン界面活性剤		○	※2, 3		
45	フェノール類		○	※2, 3		
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○				
47	pH 値	○				
48	味	○				
49	臭気	○				
50	色度	○				
51	濁度	○				
—	PFOS 及び PFOA			*		
	計	14	37 (+1)			

e 臨時水質検査（浄水検査）

No.	項目名	実施項目	備考
1	一般細菌	○	<p>〈検査項目等〉</p> <p>水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に左表の実施項目について検査を行うこと。</p> <p>（●印については、当該項目を検査する必要がないことが明らかであると認められる場合は省略することができる。）</p> <p>・臨時の水質検査を実施した項目については、当該月の定期水質検査項目から省略できる。</p>
2	大腸菌	○	
3	カドミウム及びその化合物	●	
4	水銀及びその化合物	●	
5	セレン及びその化合物	●	
6	鉛及びその化合物	●	
7	ヒ素及びその化合物	●	
8	六価クロム化合物	●	
9	亜硝酸態窒素	●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●	
12	フッ素及びその化合物	●	
13	ホウ素及びその化合物	●	
14	四塩化炭素	●	
15	1,4-ジオキサン	●	<p>〈検査が必要なとき〉</p> <p>・供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるとき。</p> <p>・給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき。</p> <p>・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。</p> <p>・浄水工程に異常があったとき。</p> <p>・水源の水質が著しく悪化したとき。</p> <p>・水源に異常があったとき。</p> <p>・その他必要のあるとき。</p> <p>*PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は「水質管理目標設定項目」であるため、水質検査実施の義務はないが、国の見解で専用水道設置者は状況把握に努めることが望ましい物質とされている。この見解を特設水道設置者にも準用し、周辺の状況を鑑みて実施の検討を願いたい。</p>
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	●	
17	ジクロロメタン	●	
18	テトラクロロエチレン	●	
19	トリクロロエチレン	●	
20	ベンゼン	●	
21	塩素酸	●	
22	クロロ酢酸	●	
23	クロロホルム	●	
24	ジクロロ酢酸	●	
25	ジブロモクロロメタン	●	
26	臭素酸	●	
27	総トリハロメタン	●	
28	トリクロロ酢酸	●	
29	ブロモジクロロメタン	●	
30	ブロモホルム	●	
31	ホルムアルデヒド	●	
32	亜鉛及びその化合物	●	
33	アルミニウム及びその化合物	●	
34	鉄及びその化合物	●	
35	銅及びその化合物	●	
36	ナトリウム及びその化合物	●	
37	マンガン及びその化合物	●	
38	塩化物イオン	○	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	●	
40	蒸発残留物	●	
41	陰イオン界面活性剤	●	
42	ジェオスミン	●	
43	2-メチルイソボルネオール	●	
44	非イオン界面活性剤	●	
45	フェノール類	●	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	
47	pH値	○	
48	味	○	
49	臭気	○	
50	色度	○	
51	濁度	○	
—	PFOS 及び PFOA	*	
	計	51(+1)	

4 環境保全課への報告

水質検査の結果、水質基準を超えた場合または指標菌の検査結果が陽性の場合、また、給水管端において、遊離残留塩素の濃度が0.1mg/L未満である場合は、速やかにその旨を環境保全課に報告し、必要な措置を講じること。

水質検査計画報告書は新年度が始まる前までに、水質検査の結果は実施後その都度、環境保全課に提出すること。

5 汚染事故等の緊急時の措置

- ◆ 万一、災害、事故その他により水槽水が汚染され、給水する水が人の健康を害するおそれあるときは、直ちに給水停止し、関係者への周知・環境保全課への報告等必要な措置を講じること。また、断減水が生じた場合や5日以上にわたり給水量の制限が3割以上になった場合も、その旨を環境保全課へ報告すること。

【用語の説明】

〈人の健康を害するおそれがあるとき〉

次のように、使用すれば直ちに人の生命に危険を生じ、身体の正常な機能に影響を与えるおそれがある場合をいいます。

- 水が病原生物もしくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。
- 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき。
- 工業用水道の水道管等に誤接合されていることが判明したとき。

6 大阪府特設水道条例（抜粋）

《定義》

第2条第1項

この条例において「特設水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であって、対象給水人口が五十人以上のもの又は一日の最大給水量が7.5立方メートル以上のもののうち、水道法（昭和32年法律第百七十七号）の適用を受けないものをいう。ただし、同法による水道又は特設水道から分水を受けているもの及び臨時に布設されたものを除く。

第2条第2項

この条例において「水道施設」とは、特設水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設及び給水施設をいう。

《水質基準》

第3条第1項

特設水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 1 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 2 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 3 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- 4 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 5 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 6 外観は、ほとんど無色透明であること。

第3条第2項

前項各号の基準について必要な事項は、規則で定める。

施行規則第2条

条例第3条第2項の規定による基準は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第百一号。以下「省令」という。）の基準によるものとする。

《施設基準》

第4条

特設水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該特設水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設及び給水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 1 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- 2 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有すること。
- 3 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
- 4 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
- 5 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- 6 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 7 給水施設は、その構造及び材質が、規則で定める基準に適合するものであること。

施行規則第3条

条例第4条第7号の給水施設（建築基準法（昭和25年法律第二百一号）による建築物に設けられた給水施設を除く。）の構造及び材質の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 配水管への取付口の位置は、他の給水施設の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
- 2 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水施設による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 3 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

- 4 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 5 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
- 6 当該給水施設以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 7 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水施設にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

《確認》

第5条第1項

特設水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

第5条第2項

前項の確認の申請をするには、申請書に、規則で定める書類及び図面を添えて、知事に提出しなければならない。

施行規則第4条

条例第5条第2項の申請書には、申請者の氏名及び住所(法人又は組合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、水道事務所の所在地並びに水道管理の実務担当者の氏名を記載するものとする。

施行規則第6条第1項

条例第5条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- 1 工事設計書(様式第一号)
- 2 給水が行われる地域を記載した図面
- 3 水道施設の位置を明らかにする地図
- 4 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする平面図及び高低図
- 5 主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 6 導水管渠きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図
- 7 水源の水量概算書及び原水水質試験成績書

施行規則第6条第2項

前項第7号の原水水質試験成績書には、省令の表の上欄に掲げる事項に関して水質が最も低下する時期における試験の結果を記載するものとする。

施行規則第6条第3項

前項の試験は、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第二百六十一号。以下「告示」という。)に定める方法によって行うものとする。

《給水開始前の届出及び検査》

第6条

特設水道の設置者(以下「設置者」という。)は、配水施設及び給水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出て、水質検査及び施設検査を受けなければならない。

《特設水道の廃止及び設置者の変更》

第7条

設置者は、特設水道を廃止しようとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。設置者に変更があったときも、また同様とする。

施行規則第5条

設置者は、第4条に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

《水質検査》

第8条第1項

設置者は、規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

第8条第2項

設置者は、前項の水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して二年間、これを保存しておかななければならない。

《健康診断》

第9条第1項

設置者は、特設水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の布設場所の構内に居住している者について、規則で定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

第9条第2項

設置者は、前項の健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して一年間、これを保存しておかななければならない。

施行規則第8条第1項

条例第9条第1項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね6月ごとに、感染症(病原体がし尿に排せつされる感染症に限る。以下同じ。)の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に関して、行うものとする。

《衛生上の措置》

第10条

設置者は、規則で定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

施行規則第8条

条例第10条の規定により設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。

- 1 取水場、貯水池、導水渠、浄水場、配水池及びポンプ井は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。
- 2 前号の施設には、鍵を掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水は、1リットルにつき、遊離残留塩素を0.1mg(結合残留塩素の場合は、0.4mg)以上保持するように塩素消毒をすること。以下、(略)。

《給水の緊急停止》

第11条

設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

《報告の徴収及び立入検査》

第14条第1項

知事は、特設水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、設置者に対し、工事の施行状況若しくは特設水道の管理及び運営について必要な報告を求め、又はその職員に、特設水道の工事現場、事務所若しくは特設水道のある場所に立ち入り、工事の施行状況、特設水道、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。

7 水質検査機関 [水道法第20条関係] (参考)

◆ 茨木市内の地方公共団体の機関

茨木保健所

TEL : 072-620-6706

住所 : 茨木市大住町 8-11

◆ 国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関

環境省のHPに掲載されている「水質検査機関登録簿」より大阪府を検査区域とする機関をお選びください。

URL : https://www.env.go.jp/water/water_supply/suishitsu/02a.html

8 届出・申請等様式 (茨木市産業環境部環境保全課のHPからダウンロードできます。)

特設水道の設置者は、必要に応じて管轄する茨木市産業環境部環境保全課へ各種書類の提出をお願いします。(特設水道は大阪府特設水道条例に基づいておりますが、基本的には水道法に基づく専用水道と同様の取り扱いをしております。)

		提出書類	どのようなとき提出するのか?	様式 番号
特設水道の布設工事	1	専用・特設水道事前協議書	計画・設計の段階で、事前に協議が必要	—
	2	特設水道布設工事設計確認申請書	特設水道の布設工事に該当する工事を行う場合、工事に着手予定の30日以上前	1
	3	特設水道布設工事設計変更届	給水開始届提出までの期間に、特設水道布設工事設計確認申請書の記載事項に変更が生じた場合	2
	4	特設水道給水開始届	配水施設以外の水道施設又は配水地を新設し、増設し、又は改造した場合、水質検査及び施設検査を実施後、その施設を利用して給水を開始する前	3
特設水道の管理	5	特設水道布設工事確認申請書記載事項変更届	特設水道設置者の住所や氏名、水道事務所の所在地が変更した場合	4
	6	特設水道業務委託開始届	水道法第34条第1項において準用する法第24条の3に基づく業務の委託をした場合	5
	7	特設水道業務委託契約失効届	水道法第34条第1項において準用する法第24条の3に基づく業務の委託契約が失効した場合	6
	8	特設水道廃止報告書	特設水道を廃止したときや特設水道に該当しなくなった場合	7
	9	特設水道設置報告書	既存の水道施設が、給水人口、使用水量等の変更で布設工事を伴わずに専用水道になった場合	8
	10	特設水道緊急停止報告書	給水する水が人の健康を害するおそれがあり給水を停止した場合	9
	11	特設水道緊急停止措置報告書	給水を停止した場合、給水開始の措置	10
	12	特設水道変更報告書	布設工事に該当しない施設や設備機器等の内容に変更が生じた場合	11
	13	特設水道水質検査計画報告書	水質検査計画の表紙として添付	12
	14	特設水道水質検査計画	年度が開始する前に策定	—
	15	事故報告書	環境保全課から提出を求められたとき	—

◇ 毎日検査記録表 (例示)

月分

施設名
管理責任者

日付	管末 採取時間	色	濁り	残留塩素濃度 (mg/L)	採取場所	測定者	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

◇ 給水設備定期点検記録表 (例示)

○：良好 △：要注意 ×：不良

区分	点 検 項 目	点 検 日							備考
		/	/	/	/	/	/	/	
一般	1 関係者以外の立入禁止措置は十分か								
	2 施設内の汚れが目立っていないか								
	3 危険箇所はないか								
関係 係 室	4 室内に受水槽の汚染源となるものはないか								
	5 マンホール付近は整理され清潔か								
	6 マンホールの蓋は密閉され嵩上げは充分か								
	7 管・継手・弁類から漏水していないか								
受水 槽 関 係	8 異臭はないか								
	9 槽内に浮遊物・沈殿物はないか								
	10 蚊・ハエ等生物が入っていないか								
	11 ボールタップ・定水位弁作動はよいか								
	12 フート弁の作動はよいか								
	13 通気管・オーバーフロー管の状態はよいか								
	14 水槽に入る水量は正常か								
	15 槽に亀裂はないか								
	16 量水器の指示・作動状態はよいか								
	17 マンホールの蓋は施錠されているか								
高 架 水 槽 関 係	18 異臭はないか								
	19 槽内に変形・亀裂はないか								
	20 マンホールの蓋は施錠されているか								
	21 槽に変形・亀裂はないか								
	22 通気管・オーバーフロー管の状態はよいか								
	23 塔屋・階段・手摺の状態はよいか								
揚 水 ポ ン プ ・ 圧 送 ポ ン プ	24 ポンプ揚水量に異常はないか								
	25 軸受油量・色は正常か								
	26 グランドパッキンは正常か								
	27 音・振動・熱に異常はないか								
	28 ゲージ圧は正常に保たれているか								
	29 逆止弁の作動はよいか								
	30 レベルスイッチは正常に作動しているか								
	31 ブラシの摩耗は大きくないか								
	32 ブラシより火花・チャタリングを起こしていないか								
	33 スリップリング・整流子振動面の状態はよいか								
	34 電磁クラッチは正常に作動するか								
	35 満水検知管に異常はないか								
	36 槽の内外部に亀裂はないか								
	37 管接続部に空気・水漏れはないか								
	38 空気圧力は正常に保たれているか								
	消 毒 係 設 備	39 注入量は適正か							
40 液の漏れはないか									
41 薬液タンクの液量は十分か									
42 音・振動・熱に異常はないか									
そ の 他	43 窓・扉・照明機器に異常はないか								
	44 各装置・各部に塗装のはげ・腐食は著しくないか								
	45 工具類の整理がしてあるか								
	46 防虫網に異常がないか								
点 検 者 名									

(記事)

- 1 貯水槽清掃年月日： 年 月 日実施
- 2 整備・補修記録等